

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1146号

2022年（令和4年）8月15日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）7月28日付けで諮問（第1146号）された患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所長から、児童福祉法第11条第1項第2号ハの規定に基づく調査が行われている患者について、児童相談所が当該児童に支援を行うため、児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定に基づき、患者が2022年（令和4年）6月1日に藤沢市民病院（以下「当院」という。）を受診した際の診断名と全治の期間等が記載された診断書を求める照会がなされた。

児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当院が患者の個人情報を神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所長に目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報をも目的外に提供することについて

- ア 目的外に提供する患者の個人情報
診断書（住所、氏名、生年月日、診断名及び全治の期間）
- イ 目的外に提供する相手方
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所長
- ウ 目的外提供の根拠規定
児童虐待の防止等に関する法律第13条の4
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定に基づくものである。

児童虐待の防止等に関する法律第13条の4は、地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる、としており、公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所長によって行われるものであり、本件照会の情報については、患者の支援のために必要な範囲内で利用するものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所長に問い合わせたところ、次のように述べている。

診断書の使用目的は二つあり、一つ目は、患者は現在一時保護されているが、一時保護の保護期間は二か月間であるため、十八歳になるまで患者を養育するための施設措置の依頼を行うにあたり、親権者から同意を得ることができないため、必要となる。

二つ目は警察に提出するためである。児童相談所は厚生労働省や法務省の通知等に基づき、警察との連携強化を取り組んでおり、患者の虐待による怪我の重篤度を警察に示すため、必要となる。

以上のことから、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院

を受診した際の診断結果であり、照会・調査の代替手段が想定し難い。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由については答申（第88号）を得ている。

ア 個人情報の本人が虐待者である保護者の場合には、業務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては、個別具体的に本人通知の判断をし、15歳未満の児童に対しては、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

本件に関する目的外提供についても、患者の虐待防止と同様の目的であることから、当該通知を省略することとする。

(4) 添付書類

- ア 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所からの照会書
調査について（依頼）
- イ 個人情報取扱事務届出書
- ウ 診断書（見本）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所長に問い合わせたところ、次のように述べている。

診断書の使用目的は二つあり、一つ目は、患者は現在一時保護されているが、一時保護の保護期間は二か月間であるため、十八歳になるまで患者を養育するための施設措置の依頼を行うにあたり、親権者から同意を得ることができないため、必要となる。

二つ目は警察に提出するためである。児童相談所は厚生労働省や法務省の通知等に基づき、警察との連携強化を取り組んでおり、患者の虐待による怪我の重篤度を警察に示すため、必要となる。

以上のことから、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報、患者が病院を受診した際の診断結果であり、照会・調査の代替手段が想定し難い。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、実施機関も説明するとおり、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由については答申(第88号)を得ている。

ア 個人情報の本人が虐待者である保護者の場合には、業務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては、個別具体的に本人通知の判断をし、15歳未満の児童に対しては、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

本件に関する目的外提供についても、患者の虐待防止と同様の目的であることから、当該通知を省略することとする。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上